

奈良県告示第百九十号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路三・五・四一一号 東井戸堂西長柄線	天理市東井戸堂町、九条町及び西長柄町
大和都市計画道路三・四・四〇九号 三味田横広線	天理市西長柄町
大和都市計画道路三・三・四〇一号 天理橋線	大和郡山市新庄町並びに天理市櫟本町、上総町、喜殿町、前栽町、富堂町、東井戸堂町及び九条町

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び天理市建設部まちづくり計画課

三 縦覧期間

平成二十八年九月二日から同月十六日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室に平成二十八年九月十六日までに必着するように提出すること。